

少年院における成績評価に関する研究（その1）

矯正協会附属中央研究所 大川 力
 妙円菫 章*
 瀧上 康幸
 嶋谷 宗泰
 東京矯正管区 門本 泉

キーワード：成績評価，達成度評価，予備調整，総合評定，成績告知

1 はじめに

教育の場における評価は、最も基本的な問題であり、少年院における矯正教育についても全く同様である。そして、矯正教育が非行性を除去し、社会性を養うという極めて明確で目的的な作用であることを考えれば、その評価の重要性は一層高まるし、しかもその評価は客観的で信頼度の高いものであることが要請される。

少年院における成績評価は、各施設において検討と実践が重ねられていたが、昭和55年に全国統一的な制度としての成績評価基準が実施されることとなり、平成3年に改正が行われ、今日に至っている。この成績評価基準の特徴は、次のように要約できる。

- (1) 達成度評価を採用したこと。
- (2) 成績評価と在院者の個別的処遇計画の関連を重視したこと。
- (3) 矯正教育の基本的目標の分析を踏まえ、在院者に共通して重要である事項を評価の「共通項目」として設定したこと。

(4) 評価の客観性を確保するため、施設が必要と考えれば、予備調整を組み入れることとしたこと。

(5) 成績の告知を行うことで、在院者に対する動機づけとしての機能を持たせたこと。

そこで、本研究ではすでに全国の少年院の教育の中に定着したと考えられる成績評価の基準の運用に関する実態調査を行い、その結果を分析することで、この評価システムの成果や問題点について検討し、より一層効果的な成績評価のための提言を試みることにした。

2 方法

全国の少年院 53 庁に成績評価の実施状況に関する調査票（A・Bの2種類）の記入と、一部在院者の成績評価票及び成績経過記録表の送付を依頼したが、その内容は次のとおりである。

(1) 調査票A

主な調査項目

- ア 成績評価の運用細目の有無
- イ 第一次評価者
- ウ 調整の実施状況

*現矯正協会文化部

- エ 評価項目
- オ 評定尺度・総合評定
- カ 評価の資料
- キ 成績審査(会)
- ク 告知
- ケ 家庭裁判所の意見
- コ 成績評価の運用についての意見等

(2) 調査票B

その施設の処遇課程ごとにそれぞれ記入するもの

主な調査項目

- ア 成績評価の間隔
- イ 評価に要する日数
- ウ 処遇課程特有の問題点

(3) 在院者の成績評価票

各少年院から25名程度の少年の成績評価票の写しの送付を依頼したが、対象者は入院番号順に在院者の人数に応じた間隔で選ぶものとした。

(4) 出院者の成績経過記録表

平成9年9月16日から9月30日までの半月間に出院した少年全員の成績経過記録表の写し。

調査期日：調査票A、調査票Bについては、平成9年10月1日現在で、成績評価票については、同年9月の処遇審査会(複数回ある場合は最後のもの)で決定したものとした。

3 結果

全53庁から回答が得られたが、以下、その主要な項目について、集計結果を述べる。

(1) 成績評価に関する運用細目の有無

運用細目は全施設が設けている。その内容は、一般的には、評価の担当者、時期等に関する手続きと、評価の着眼点や評価・評定に関する基準等が盛り込まれている。

また、成績評価と進級審査の関連を達示等で定めている庁は50庁(94.3%)、定めていない庁は3庁(5.7%)であった。

また、成績評価と退院日・仮退院希望日決

定との関連を達示等で定めている庁は28庁(52.8%)、定めていない庁は23庁(43.4%)、「その他」が2庁(3.8%)であった。

なお、評価の共通項目について、補助的項目を設定している庁は25庁(47.2%)、場合によって設定する庁が28庁(52.8%)であった。

おって、総合評定について、評定の基準を定めている庁は、49庁(92.5%)、定めていない庁は4庁(7.5%)であった。

(2) 評価者

一般に、成績評価は、第一次評価→予備調整→処遇審査会という流れで実施している。

評価の実施者は表1のとおりで、大部分の庁が個別担任を第一次評価者としており、多くの庁では、寮主任や寮担任も加わっている。なお、指導領域別担任が評価している庁は22庁(41.5%)であった。

表1 第1次評価者(重複回答)

評価者	庁数	比率(%)
個別担任	49	92.5
寮担任	31	58.5
寮主任	40	75.5
指導領域別担任	22	41.5
その他	1	1.9

注 指導領域別担任には、実科担任や実科主任を含む。

(3) 予備調整

成績評価は処遇審査会において決定されるが、それに先立ち、第一次評価の見直しとして、必要によりその調整を行うことが出来ることになっている。本調査によれば、少年院では全庁がこの予備調整を実施している。その実施形式は、表2のとおりで、多くの庁が全少年を対象として調整を実施している。12庁(22.6%)は一部の少年について限定的に実施しているが、その際の対象者についての回答(重複回答)によると、進級や仮退院に関係ある少年が9庁、表彰を検討している少年が6庁、第1次評定で評定者の意見が分かれた少年が4庁、前回と異なる評定になった少

表2 予備調整の実施形式

実施形式	庁数	比率 (%)
全少年に行っている	40	75.5
一部の少年に行っている	12	22.6
実施していない	0	0.0
その他	1	1.9
合計	53	100.0

年が4庁となっている。

また、予備調整の実施形式等は表3のとおりで、大部分の庁が合議形式で実施している。次に、予備調整に関与する職員は、表4のとおりで、寮担任と統括専門官が、大部分の庁で関与しており、首席専門官が関与している庁も過半数を越えている。また、一回の成績評価についてその調整に関与する職員数は、表5のとおりで、10人以上の職員が関与している庁が最も多く、最小で3人、最大で15人、平均で7.8人の職員が関与している。

(4) 評価項目・評定尺度

成績評価基準によれば、成績評価の項目は、個人別項目と共通項目とがあり、個人別項目は原則として文章表現をもって表示し、必要ときは評定尺度の記号を付記することが出来ることとされ、共通項目はa, b, c, d, eの評定尺度の記号で表示することとされている。

この調査では、個人別項目については、文章表現のみで表示している庁は2庁で、文章

表3 予備調整の実施状況

実施状況	庁数	比率 (%)
時間と場所を決めて行う 合議形式で1回実施	41	77.4
時間と場所を決めて行う 合議形式で複数回実施	5	9.4
特に時間と場所は決めず に随時実施	4	7.5
決裁形式のりん議制で 実施	0	0.0
その他	3	5.7
合計	53	100.0

表4 予備調整関与職員（重複回答）

調整職員	庁数	比率 (%)
個別担任	20	37.7
寮担任	24	45.3
指導領域別担任	18	34.0
寮主任	50	94.3
統括専門官	44	83.0
首席専門官	30	56.6
その他	36	67.9

表5 予備調整関与職員

	庁数	比率 (%)
3人以下	3	5.7
4人～6人	16	30.2
7人～9人	16	30.2
10人以上	18	34.0
合計	53	100.0
平均関与職員	7.8人	
最大値	15人	
最小値	3人	

表現に評定尺度の記号を付記している庁が50庁、その他が1庁であり、大部分の庁が文章とa～eの記号の両方で表示している。

共通項目は、規範意識、基本的生活態度、学習態度、対人関係、生活設計の5つがあるが、補助的項目を設けている庁は1庁で、この5つで評価している庁は52庁であった。

なお、共通項目については、全庁が何らかの形で補助的項目（より具体化した下位項目）を設けている。

また、評定尺度については、a～eの5段階で評価している庁が51庁であるが、運用上これをさらに細分化している庁が2庁あった。

(5) 評価の資料

成績評価を行うに際して、活用する資料についての調査結果をまとめたのが表6である。この表で見られるとおり、行動観察記録は全

表6 成績評価の資料の活用度

資料	必ず使う	比較的良好に使う	まれに使う	全く使わない
行動観察	52	1	0	0
寮・実科等の日記	28	20	3	2
面接記録	28	23	2	0
面会・通信記録	11	30	12	0
日記	11	32	10	0
作文	19	25	9	0
各種テストの成績	12	26	13	1
ソシオメトリー	2	11	13	27
ゲスフーテスト	6	5	9	33
集会記録	6	20	19	8
資格取得の記録	15	22	13	3
少年の自己評価	9	13	16	15

注1 数値は、庁数を示す。

注2 各種テストについては無回答が1庁ある。

庁で極めて重視されているほか、寮日誌や面接記録、日記、作文、資格取得の記録も重要な資料とされている。ソシオメトリーやゲスフーテストは使わない庁が多く、少年の自己評価については対応が分かれている。

(6) 成績審査

処遇審査会における成績審査の回数を、平成9年9月中における実施状況について見ると、表7のとおりである。

表7 処遇審査会で成績評価を審査した回数

回数	庁数	比率 (%)
1回	5	9.4
2回	21	39.6
3回	0	0.0
4回	8	15.1
5回～7回	7	13.2
8回～10回	6	11.3
10回を超える	3	5.7
その他	3	5.7
合計	53	100.0

注 平成9年9月分

大部分の施設(43庁)では、これは1か月の平均的な回数であると回答し、10庁がいつもより多かったと回答している。

これによれば、長期処遇施設では、月2回、短期処遇施設では、月4～5回が最も多い。女子施設では、6回以上が多いが、これは短期処遇も併せて実施している庁が大部分であることも関係している。

次に、同年9月最後の成績評価に関する処遇審査会において、原案である第一次評価あるいは調整案が修正された件数を、全施設の平均で見ると、次のとおりである。

審査数平均	38.98件
修正数平均	2.43件 (6.2%)

つまり、一回の成績審査の平均は40人程度で、そのうち2～3人の修正がなされていることになる。

また、どのような少年に重点を置いて成績審査をしているかを見たのが表8で、進級や仮退院に関係のある少年と、特に問題のあった少年が重点的に審査されている。

表8 成績審査での重点ケース

	庁数	比率
特に問題のあった少年	47	88.7
表彰などを検討している少年	28	52.8
進級の可否、仮退院申請に関係ある少年	52	98.1
第1次評価で意見が分かれた少年	35	66.0
前回と異なる総合評定となる少年	13	24.5
その他	2	3.8

次に、評価に着手してから処遇審査会で成績が決定するまでに要する日数を処遇課程別に見たのが表9で、全体的に見れば、3分の1が3日以内、3分の2が4日から1週間の日数を要している。短期処遇では半数が3日以内であり、長期処遇では7割弱が4日以上1週間以内の日数を要している。

(7) 総合評定

成績評価の総合評定は、目標の達成度と努力の程度を総合してA～Eの5段階のいずれ

表9 成績決定までの日数

日数	処遇過程	S	O	G	V 1	V 2	E	H	PM	計	比率%
1日～3日		10	9	6	1	10	5	3	0	44	34.1
4日～1週間		10	11	15	2	19	12	8	2	79	61.2
その他		0	1	2	1	1	1	0	0	6	4.7

かに決定することになっている。

しかし、実際にはその2つの視点が一致しないこともあり、その場合どのように総合評定をするのかを見たのが表10で、目標の達成度と努力の程度をそれぞれA～Eの5つのレベルに分けるとして、その2つが違うレベルの場合にどう評価するかを問うことで、総合評定の特徴とその傾向を見たものである。

一般的に見て、総合評定の特徴と傾向は、次のようにまとめられる。

ア 目的達成度と努力の程度の評定が異なる場合は、低い方の評定に合わせて総合評定がなされる傾向がある。

例えば、目標達成度がBで、努力の程度がCの場合、総合評定をBとするのが17斤(32.1%)、Cとするのが34斤(64.2%)で、より多くの斤が、評定が1段階異なる場合は総合評定は低い方になる傾向がある。

イ 目標達成度と努力の程度の評定が2段階以上異なる場合は、総合評定はその中間となる傾向がある。

例えば、目標達成度がAで、努力の程度が

Cの場合、総合評定をAとするのが4斤(7.5%)、Bとするのが34斤(64.2%)、Cとするのが14斤(26.4%)であり、中間のBが最も多い。なお、この場合でも、AよりもCの方が多く、総合評定は低い方に傾きやすい。

ウ 目標達成度と努力の程度が異なる場合には、目標達成度の方を重視する斤が多い。

例えば、AとBの場合では、目標達成A、努力の程度Bの場合にAとするのは24斤(45.3%)、目標達成B、努力の程度Aの場合にAとするのは17斤(32.1%)であり、どちらかと言えば目標達成度に重点を置いている斤が多い。しかし、努力の程度を重視する斤も決して少なくはなく、例えば、目標達成Aで努力の程度Cの場合、最も多いのは前に述べたとおり中間のBであるが、次は努力の程度Cで14斤(26.4%)もあり、目標達成Aは4斤(7.5%)に過ぎない。つまり、全体の4分の1の斤は、努力の程度にかなりの比重をかけて評価している。

(8)成績の告知

ア 告知者

表10 総合評定における「目標達成度」と「努力の程度」のレベルの関係

目標達成度 努力の割合	A			B			C			D		
	B	C	D	A	C	D	A	B	D	A	B	C
A評価	24 <i>45.3</i>	4 <i>7.5</i>	2 <i>3.8</i>	17 <i>32.1</i>	1 <i>1.9</i>	0 <i>0.0</i>	2 <i>3.8</i>	0 <i>0.0</i>	0 <i>0.0</i>	2 <i>3.8</i>	0 <i>0.0</i>	0 <i>0.0</i>
B評価	28 <i>52.8</i>	34 <i>64.2</i>	8 <i>15.1</i>	35 <i>66.0</i>	17 <i>32.1</i>	3 <i>5.7</i>	41 <i>77.4</i>	14 <i>26.4</i>	0 <i>0.0</i>	9 <i>17.0</i>	3 <i>5.7</i>	0 <i>0.0</i>
C評価	0 <i>0.0</i>	14 <i>26.4</i>	36 <i>67.9</i>	0 <i>0.0</i>	34 <i>64.2</i>	36 <i>67.9</i>	9 <i>17.0</i>	37 <i>69.8</i>	21 <i>39.6</i>	34 <i>64.2</i>	40 <i>75.5</i>	17 <i>32.1</i>
D評価	0 <i>0.0</i>	0 <i>0.0</i>	6 <i>11.3</i>	0 <i>0.0</i>	0 <i>0.0</i>	12 <i>22.6</i>	0 <i>0.0</i>	0 <i>0.0</i>	31 <i>58.5</i>	7 <i>13.2</i>	10 <i>18.9</i>	35 <i>66.0</i>
無記入等	1	1	1	1	1	2	1	2	1	1	0	1
計	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53

注 下段斜字は比率(%)である。

成績の告知者は表 11 のとおりで、必ず個別担任が行う庁は 13 庁(24.5%)、主として個別担任が行う庁は 38 庁(71.7%)で、ほとんどの庁が個別担任に行わせている。

表 11 告知者

実施者	庁数	比率(%)
個別担任	13	24.5
主として個別担任	38	71.7
個別担任以外	0	0.0
その他	2	3.8

イ 告知の方法

成績告知の形式を見たのが表 12 で、口頭で説明している庁が 38 庁(71.7%)と多いが、書面を示しながら口頭でも説明している庁が 14 庁(26.4%)であった。

表 12 告知形式

形式	庁数	比率(%)
口頭説明	38	71.7
書面説明	0	0.0
両方	14	26.4
その他	1	1.9

ウ 告知の内容

成績告知の内容を見たのが表 13 で、個人別項目と共通項目のそれぞれの評価と総合評定の結果を知らせている庁が 31 庁(58.5%)、特記事項も含めて説明している庁が 10 庁(18.9%)、さらに、なぜその評価になったのかの理由を含めたほぼ全容を説明している庁が 11 庁(20.8%)あった。なお、総合評定の記号のみとする庁はなかった。

エ 告知に伴う面接指導時間

成績の告知とそれに関する指導時間は表 14 のとおりである。最も多いのが、10～30 分で 33 庁(62.3%)、30 分以上は 8 庁(15.1%)であった。

なお、施設を長期、短期、女子と分けてみた場合、女子施設に比較的時間を十分にかけ

表 13 告知の内容

内 容	全 体	
	庁数	比率(%)
総合評定の記号	0	0
個人別項目、共通項目、総合評定	31	58.5
各評定の記号を特記事項	10	18.9
評価の理由を含めたほぼ全容	11	20.8
その他	1	1.9
計	53	100.0

て指導している庁が多い。

4 考察

以上の結果から少年院における成績評価の実施状況を、その手続を中心にまとめれば次のとおりである。

① 成績評価を、少年院で行う矯正教育の極めて重要な事項として位置付ける共通の認識が全庁にある。

全ての庁が成績評価の具体的な実施方法を細部にわたり検討し、それを運用細目とし、達示として制定し、その組織的かつ効果的な実施に努めている。

そして、全ての少年院について、毎月、かなりの時間をかけ、教育部門の全職員が成績評価事務に関わっている。

つまり、処遇の個別化に対応して多様な業務を行う多忙な処遇現場が、多大な時間と労力を費やして成績評価を実施している訳で、そのことはとりもなおさず、矯正教育の主要な業務として成績評価の重要性を全庁が認識しているからに外ならない。

② 成績評価の客観性を確保するため、各庁がそれぞれ相当の配意をしている。

少年院における成績評価は、日常の行動や態度の観察とその分析を基礎としつつ、それを吟味して評価するものであるから、評価の客観性を確保することが極めて重要である。そこで各少年院は次のような対応を取っている。

表 14 告知に伴う面接時間

面接時間	全体	長期施設	短期施設	女子施設
5分以内	3	1	1	0
5分～10分	9	5	3	1
10分～30分	33	21	7	3
30分～1時間	7	1	1	5
1時間以上	1	0	1	0
計	53	28	13	9

注 長期、短期、女子施設欄においては、医療少年院及び沖繩少年院は含まれていない。

ア 全庁が、予備調整を評価のシステムの中に採り入れており、しかもそれを合議形式で実施している。

予備調整は実施を義務づけられたものではなく、各庁の裁量で実施するものであるが、全庁が評価の客観性確保のシステムとしてこれを重視している。この予備調整の関与職員数は全国平均で7.8人と多数であり、統括専門官と寮主任が主体となって、合議により実施している。この予備調整において、第一次評価は妥当性と公平性の観点から慎重に吟味される。

そして、予備調整を終えた成績評価は、さらに処遇審査会において審議されるので、二度のチェックを経て確定する、いわば三重構造の評価システムを全少年院が採用していると言えよう。

イ 各庁とも成績評価の実施に際して、資料の活用に配慮している。

態度や行動の評価においては、その根拠を明らかにしておくことが、主観的な評価を避けるうえで重要である。その意味で、少年院の現場の全ての教官が日ごろから熱心に行動観察を行い、それを記録に留めて、寮日誌や個別面接の記録とともにこれを評価に際して活用することは、評価の客観性の確保に有効である。また、少年の作文や日誌も資料とされているが、これはそのまま評価の対象としているのではなく、規範意識等の内面的な評価項目について評価するうえでの一つの参考

資料として使われるものである。

ウ 評価の観点を示し、むらをなくして統一的な観点で評価ができるように達示等で評価の細目を定めている。

調査結果(1)で述べたとおり、全庁が何らかの形で、共通項目にそれを細分し解説した補助的項目を設けているし、また、大部分の庁が総合評定においても、その公平性を保つため、評定の基準を制定している。評価の観点を明示し統一するこうした基準の制定も評価の客観化のために重要である。

③ 成績評価の結果を少年に告知することで、それが動機づけとして有効に機能するよう配慮している。

評価を単に指導結果の確認で終わらせることなく少年に告知するとともに、その際各庁とも相当の時間をかけて指導に当たっている。

成績の告知は、主として個別担任が行い、少年個々に、一般的に10分～30分の時間をかけて面接し、個人別項目、共通項目、総合評定について説明を行っている。

これは、成績告知が単に形式的又は事務的に行われているのではなく、矯正教育の主要な一部であると少年院の現場が認識していることを示している。

総合評定でみる限り、少年に対する評価は、低く押さえられる傾向が顕著であり、高い評価が避けられている。つまり、総合評定の場合、目標達成度と努力の程度の評定が違う場合、評定は低い方に合わせられる傾向が強い。

それは特にAのような高い評価について顕著であり、この調査で全国の庁から提出された1,284人の成績評価票のうちA評定はわずか3人にすぎなかった。

本来、基準では、A評定は「目標をおおむね達成している。又は、達成は不十分であっても顕著に努力している」と示されているが、施設での運用は、はるかに厳しくなされており、達成度評価の理論的観点からしても、疑問が残る。

このことについては次の報告において、成績評価票の統計的分析を踏まえて検討する予定であり、今回は問題提起をするに留めておきたい。

次の報告においては、成績評価票や成績経過記録表の統計的分析によって評価結果の実情について考察する予定である。

付記

本調査の実施については全国の少年院の職員の方々に多大な協力を頂いたことを付記し感謝の意を表する。

また、本研究の企画や調査票の作成に関しては、次の方々に貴重な意見を頂いたので、ここに氏名を掲げて感謝の意を表する。

山口孝志（矯正局教育課）

津富 宏（矯正研修所）

遠藤英明（東京矯正管区）

木村 勉（多摩少年院）

藤掛 明（神奈川医療少年院）

（ ）内の所属庁は、本研究開始の時点のものである。